

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 3-1-10 石井ビル 8 階

時価と異なる価額で取引があった場合～低額譲渡

Q 時価と著しく異なる対価で株式などを譲渡した場合、実際の取引対価の額と関係なく時価で課税されると聞きました。例えば**時価よりも低い価額で譲渡した場合**はどのような課税関係が生じるのでしょうか？
譲渡する者と譲渡される者が法人や個人の場合で取り扱いが異なるのでしょうか？

解説

税務上、取引が行われる際の価額は「**時価**」によることとされています。ここでいう時価とは、**不特定多数の当事者間で自由な取引によって通常成立すると認められる価額**をいいます。譲渡する者とされる者が法人か個人かで取り扱いが下記のように異なります。

具体例

【AからBへの譲渡の前提】

時価	:	500万円
譲渡金額	:	200万円
資産の取得価額	:	100万円

1. 個人A→個人B
個人A：譲渡所得100万円（＝譲渡金額－取得価額）
個人B：贈与税300万円（＝時価－譲渡金額）
2. 個人A→法人B
個人A：譲渡所得400万円（＝時価－取得価額）
（※）**みなし譲渡**が適用されます。
法人B：受贈益300万円（＝時価－譲渡金額）
3. 法人A→個人B
法人A：譲渡益400万円（＝時価－取得価額）
（内容によって）交際費 or 給与課税300万円（＝時価－譲渡金額）
個人B：（内容によって）一時所得 or 雑所得 or 給与所得400万円（＝時価－譲渡金額）
4. 法人A→法人B
法人A：譲渡益400万円（＝時価－取得価額）
寄附金300万円（＝時価－譲渡金額）
法人B：受贈益300万円（＝時価－譲渡金額）

【みなし譲渡とは？】

個人が資産等を法人へ時価よりも低い価額で譲渡した場合には、その譲渡価額が時価の2分の1以上であるときは取得価額と譲渡価額の差額が譲渡所得となり、その譲渡価額が時価の2分の1未満であるときは時価で譲渡があったものとみなされ、取得価額と時価との差額が譲渡所得となります。

要するに…

時価より低い価額で譲渡した場合、譲渡する側と譲渡される側が法人か個人かで取り扱いが変わります。また、上記の具体例を参考に思わぬ課税を受けないようにしましょう。